

桶川市こども計画

【概要版】

こどもがのびのびと個性豊かに育ち、
育てられるまち

令和7年度～令和11年度



令和7年 3月

桶川市

こども計画とは？

—“こどもの最善の利益”の実現を目指す計画です—

全てのこどもが、自立した個人として健やかに成長でき、その権利が守られ、将来にわたって幸せに暮らせるための計画です。

計画の位置づけ

- 本計画は、「こども基本法」(第 10 条第2項)に定める「市町村こども計画」として策定するものです。
- また、本計画は、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が示す施策を内包します。さらに、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」としての位置づけも担います。

計画の対象

- 本計画は、出生前の妊娠期を含めたこども*とその保護者を対象としています。

計画の期間

- 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画					桶川市こども計画				

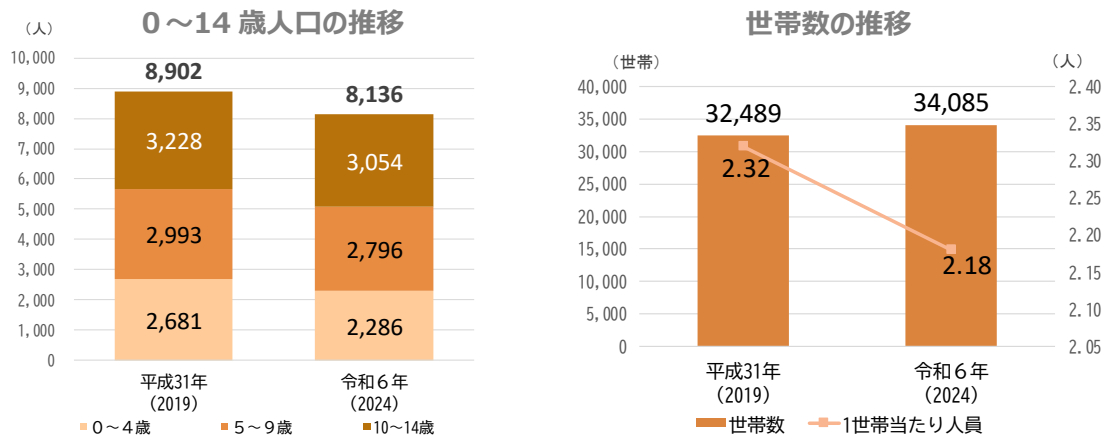
*本計画における「こども」とは、心身の発達途上にある者として、子ども(乳幼児期から概ね18歳未満の者)と、若者(概ね30歳未満の者、施策の内容によっては、概ね40歳未満の者も含む)を含むものとします。施策や事業の目的により対象者とする年代が明確になっている場合は、「子ども」「若者」の語を用いる場合があります。

桶川市の現在の状況

■こどもの人口や世帯数の推移

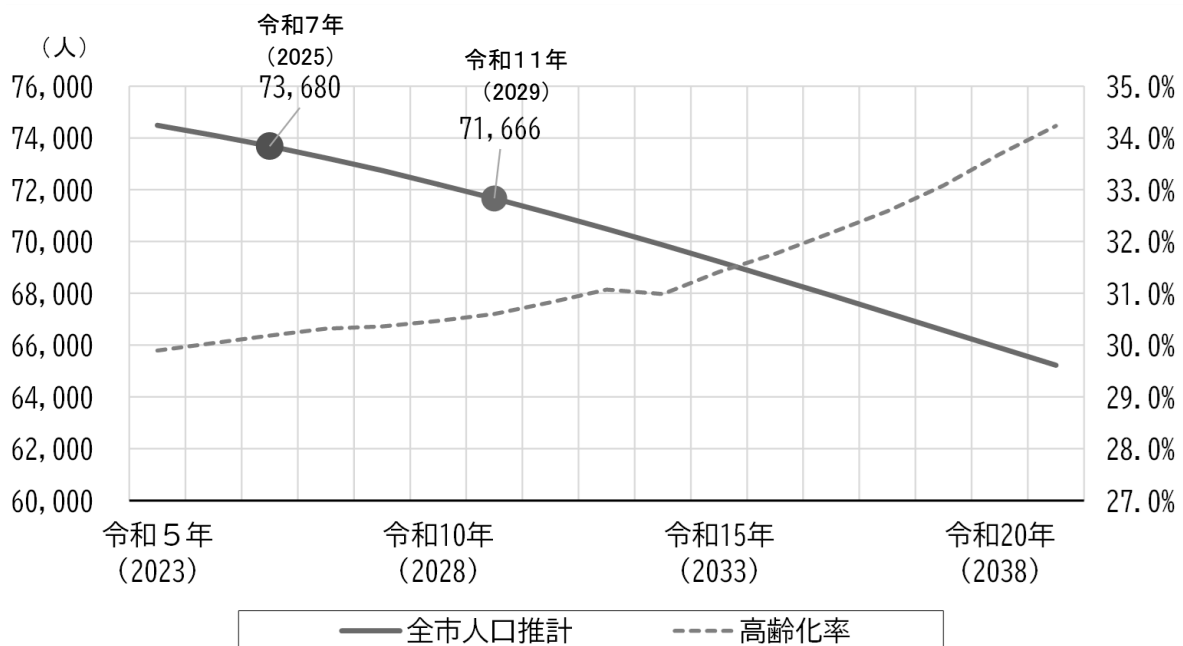
0～14 歳のこどもの人口の動きをみると、減っていますが、特に0～4歳の減り方が大きくなっています。

その一方で、世帯の数は増えていて、1世帯当たりの人数は減っています。



■将来人口推計

桶川市の将来人口は、全体として人数が減る見込みとなっており、計画期間内においては令和7年で73,680人ですが、令和11年には71,666人と予想されています。



こどもから大人まで意見を聞きました

アンケート調査や
ヒアリングを行いました。

■こどもからの意見の一部 —「ここに居たい」と思う場所はどんなところ？—

就学前(5歳児)

- 1位 建物の中
- 2位 家で過ごしたい
- 3位 家の近くの公園

小学5年生

- 1位 好きなことをして自由に過ごせる
- 2位 いろいろな遊びや体験ができる
- 3位 自宅からの距離が近い

中学2年生

- 1位 好きなことをして自由に過ごせる
- 2位 自宅からの距離が近い
- 3位 いろいろな遊びや体験ができる

高校世代

- 1位 好きなことをして自由に過ごせる
- 2位 自宅からの距離が近い
- 3位 利用時間が長い、利用できる日が多い

■保護者からの意見の一部

子育ての悩みや気になることは？

就学前児童保護者

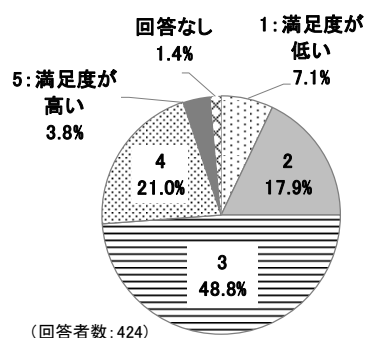
- 1位 食事や栄養
- 2位 病気や発育
- 3位 仕事や自分のやりたいことが十分できない

小学生保護者

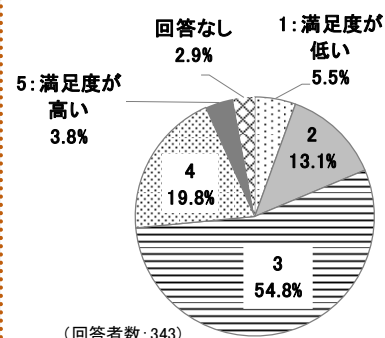
- 1位 教育
- 2位 病気や発育
- 3位 子どもを叱りすぎている

子育て環境や支援への満足度

小学5年生保護者



中学2年生保護者



満足度が低い ← 1 2 3 4 5 → 満足度が高い

■事業者・団体からの意見の一部 —こどもを取り巻く課題は？—

こどもの生きる力について

- 学びや体験、遊びによるコミュニケーション能力を身に付ける機会が必要
- 気軽に集まれる居場所が必要
- 生活習慣・体力づくりが必要

困難を抱えるこどもについて

- ヤングケアラー支援が必要
- 生活困窮・ひとり親家庭へのアプローチが必要
- 不登校・若者支援を学校だけでなく地域で検討するべき

家庭や保護者について

- 子育て不安・孤立に関して、気づき・支援へのつながりが必要
- 保護者の養育力向上が必要
- 市・関係団体・事業者が連携・協働しながら支援すべき

— 基本理念と基本目標 —

基本理念

こどもがのびのびと個性豊かに育ち、 育てられるまち

- こどもを安心して産み育てることができる社会、一人ひとりの人権を大事にする社会に向けて取り組みながら、こどもの最善の利益を目指します。

基本目標

1 こどもを安心して産み育てられるまちづくり

- こどもと保護者の健康の確保、親の養育力の向上、良質な幼児期における教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

2 こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

- 全てのこどもが学ぶ楽しさやわかる喜びを実感することができる支援を図るとともに、こどもが健康やかに成長できる環境整備に努めます。

3 こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくり

- 経済的に困難な状況にある家庭のこどもであっても地域の中で健康やかに成長できるよう、社会全体に協力を働きかけ、生活や学習等の支援の充実に努めます。また、障害のあるこどもが安心して地域で生活することができるよう、教育・保育の場を整備するとともに療育の充実に努めます。さらに、複合化する課題に対し、早期発見及び早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図るとともに、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みづくりや意見表明機会の充実に努めます。

4 みんなでこども・子育てを応援するまちづくり

- 行政、企業、市民が協力し、「こどもの最善の利益」につながる事業の充実に努めるとともに、子育てのまちとして「魅力ある」桶川市を目指して取組を進めます。

— 施策の展開 —



基本目標1 こどもを安心して産み育てられるまちづくり

幼児期の教育・保育の充実

- ◆ 保育施設等の量の確保と質の向上に努めます。

こどもと親の健康の確保と親の育ちの支援

- ◆ 全てのこどもと子育てをする親の健康を確保し、妊娠、出産、産後、子育てまで、母とこどもの健康づくりや相談・訪問を通した育児不安の軽減に努めます。

情報発信と相談体制の充実

- ◆ 必要な情報提供や相談の充実を図ります。

基本目標2 こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。
- ◆ こどもを社会全体で育てる環境づくりや、人間性を育む教育環境づくりなどを進めます。

居場所づくり

- ◆ こどもが放課後や休日に安心して過ごせる場や学習・活動の場の整備・充実を行うとともに、情報提供を推進します。

遊びや体験機会の充実

- ◆ 自己肯定感を育んだり非認知能力を高めるために、遊びの機会や様々な体験の場を提供します。

学びのフォローアップやキャリア支援の充実

- ◆ 学習や進路選択に向けた指導や支援を行います。

こどものころとからだが育つための環境づくり

- ◆ こどもの成長段階に応じたレクリエーションを含む様々な活動の充実を図ります。

若者のライフステージに応じた支援の充実

- ◆ 豊かな人間性を育む取組と、自立や自己実現に向けた取組を推進します。

基本目標3 こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくり

こどもの人権の擁護と人権意識の向上

- ◆こどもが社会の一員として尊重され、多様性を認め合える地域を目指し、啓発を行うとともに、社会全体の意識向上を図ります。

社会参加・意見表明機会の充実

- ◆気軽に意見を表明できる機会を提供します。

障害のあるこどもへの支援の充実

- ◆こどもの特性に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場を整備し充実に努めます。

多様な背景をもつこども・家庭への切れ目のない支援

- ◆孤立している、あるいは困難を抱えるこどもや家庭について、必要な支援を行います。

こどもの貧困に関する取組

- ◆生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図ります。

児童虐待に対する取組

- ◆関係機関との更なる連携を図るとともに、必要な環境整備を図ります。

基本目標4 みんなでこども・子育てを応援するまちづくり

子育てにやさしい社会づくり

- ◆社会環境を整えるとともに、地域社会への啓発を行います。

安心・安全な環境の整備

- ◆こどもと親が安心して外出することができる環境の整備を進めます。
- ◆こどもを交通事故や犯罪から守る活動の充実を図ります。

子育てと仕事の両立支援の充実

- ◆子育て当事者が希望どおりに働き、協力してこどもを産み育て、互いに仕事と子育てを両立することができる社会の実現を目指します。

子育て家庭への経済的支援の充実

- ◆子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。

地域における子育て支援の充実

- ◆親子と地域の人々がつながりを持ち、仲間を作りながら楽しく子育てができる環境づくりに努めます。

— 子ども・子育て支援事業計画 —

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について策定する計画です。現在の利用状況や今後の利用ニーズなどを踏まえ、量の見込み、確保方策を定めています。

教育・保育事業

既存の教育・保育施設を活用しながら待機児童問題解消や多様教育・保育ニーズに対応していくこととします。

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、労働等の理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定

満3歳未満の子どもであって、労働等の理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

1号認定	令和7年度	令和11年度
量の見込み	827人	797人
確保方策	1,275人	1,275人

2号認定	令和7年度	令和11年度
量の見込み	645人	631人
確保方策	685人	685人

3号認定	令和7年度	令和11年度
量の見込み	554人	539人
確保方策	617人	592人

地域子ども・子育て支援事業

ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、本市では「子ども・子育て支援法」に基づく以下の18の事業について、量の見込み及び確保方策を定めています。

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
- 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 妊婦健康診査事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業
- 産後ケア事業

桶川市こども計画【概要版】

発行日 令和7年3月

発行・編集 桶川市福祉部子ども未来課

住 所 〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

電 話 048-786-3211（代表）

FAX 048-786-5882